

# 声 明

(日弁連「靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書」について)

2024(令和6)年5月16日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護士

上記弁護士	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田 信也
同	副団長	弁護士	吉岡 和弘
同	副団長	弁護士	紀藤 正樹
同	副団長	弁護士	塚田 裕二
同	副団長	弁護士	荻原 典子
同	副団長	弁護士	植田 勝博
同	副団長	弁護士	山田 延廣
同	副団長	弁護士	平田 広志
同	事務局長	弁護士	山口 広

外344名

1 令和5年12月14日、日本弁護士連合会は「靈感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書」(以下「本件意見書」といいます。)を发出了しました。

本件意見書は、まず、個人の思想良心の自由や信教の自由が侵害されるという、靈感商法被害の本質を指摘しています。そして、実効的な被害の救済や予防のためには被害の本質に即した法律が必要であるため、その第一歩として、2年後見直しが迫っている、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(以下「不当寄附勧誘防止法」といいます。)及び消費者契約法に下記①②③の内容を盛り込むことを求めています。

## 記

- ①正体や目的を隠した勧誘の禁止
- ②助言の機会を奪うことの禁止
- ③つけ込み型不当勧誘の禁止(寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断する

ことができない事情があることを不当に利用した勧誘の禁止)

当弁護団は、本件意見書を高く評価すると共に、当弁護団の設立以後現在までの活動により明らかになった被害実態に鑑みても、同意見書記載の法改正が被害者の救済にとって極めて重要なものであることが明らかであり、国会及び関係省庁において早急に検討作業を開始されるよう強く望むことから、本声明を採択し、公表いたします。

2 当弁護団は令和4年11月24日の発足以来、現在までに708件の相談を受け付け、内159名から依頼を受けて、世界平和統一家庭連合（旧名称は世界基督教統一神霊協会。以下「統一教会」といいます。）に対し7回に亘る集団交渉の通知を発出しました。

さらに、これら通知人の内の大部分に該当する138名の方について東京地方裁判所へ調停申立て（第1次、第2次）を行いました。

これら当弁護団において把握している多数の被害実態からは、本件意見書に記載の上記①ないし③に関して以下のとおり指摘できます。

(1) まず、上記①（正体や目的を隠した勧誘の禁止）に関しては、依頼者の内、統一教会に入信した被害者のほとんどが、宗教勧誘という目的や、勧誘主体が統一教会であることを殊更に秘匿されたままに統一教会の教義を教え込まれて信者にさせられ、あるいは信者になる前に金銭被害を受けています。

このような勧誘方法及び入信過程は、被勧誘者の信教の自由や自由な意思決定を侵害しているものと言わざるを得ません。

(2) 次に、上記②（助言の機会を奪うことの禁止）に関しては、その教義を教え込まれる過程において、ビデオセンターに連れて行かれてアンケートを書かされた際やビデオセンターでの受講をしている際、あるいは修練会等に参加させられて共同生活をする際や入信した後など様々な場面で、家族や友人などに口外をしないようにと口止めをされている事例がほとんどです。

もし家族や友人などに相談をしていれば、そもそも勧誘している主体がどこのかという疑問や、教えられている内容に対する疑問を差し挟む余地が生まれていたはずですが。この口止めは、上記正体隠しの伝道手法と相まって、被勧誘者の信教の自由や、自由な意思決定の侵害の程度をより深刻なものにしていることが明らかです。

(3) さらに、上記③（つけ込み型不当勧誘の禁止）に関しては、特に勧誘当初において、被害者が抱えていた家族に対する不安、健康に対する不安や将来に対する不安などについて、先祖因縁などと巧みに結びつけて財産抛出を迫られたという事例がほとんどです。

被勧誘者が抱える悩みや不安を殊更に煽り、しかも上記の口止めにより誰にも相談できず、合理的な判断ができない環境下で財産的被害に結びつけられているのであり、このようなつけ込み型の勧誘方法の悪質性は到底許容できません。

3 当弁護士団は、上記で指摘した点について、統一教会との交渉や調停においても、統一教会による組織的な不法行為を基礎付ける事情であるとして強く主張しています。しかし、統一教会の対応如何によっては解決までに相応の時間を要することもあり得ます。

この点、こうした勧誘手法について、不法行為を基礎付ける事情になるだけでなく、端的に許されない行為であることが法文上で明示されることになれば、それに違反した行為であるとして、同法施行前の被害も含めて被害者救済がし易くなり、また、今後同種の被害の抑止にも有益であることが明らかなです。

不当寄附勧誘防止法は、一部の規定を除き、昨年1月5日に施行され、禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定は昨年4月1日、その余の規定も昨年6月1日に施行されました。同法は施行から2年を目途に、同法の「施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案」（同法の附則第5条）して見直されるところ、当弁護士団に寄せられた上記被害実態もこれに含まれるものと考えられます。

そこで、国会におかれては、是非、本件意見書の内容に沿って、不当寄附勧誘防止法、そして消費者契約法における関連部分の改正を早急に進めて頂くようお願いいたします。

4 加えて、本件意見書の最後（同意見書18頁以下）で「今後検討すべき課題」として指摘されている内容も、統一教会による被害、あるいは同種のカルト的被害の防止、救済を行う上で非常に重要なものです。

まず、民法理論（意思表示等）の再構築を求めている点（本件意見書18頁）については、教義や死後の霊界の恐怖をことさら教え込むことにより、被害者の判断基準そのものを不当に変容させることは、まさに統一教会問題の本質的な問

題であり、かつ伝統的な意思表示理論では対応ができないものです。意思表示理論全体に関わる問題であるために時間をかけて取り組む必要がありますが、それがために上記問題が風化してしまうことがないように、まずはこの問題をどこで、誰が検討していくのかといった点を早期に確定させていくべきです。

次に、寄附に伴う受取証書等の発行を求めている点（本件意見書18頁）については、受領証書等の発行がないという実態（当弁護士団の依頼者の中でも寄附（献金）に伴う領収証等を交付されている人は極めて少ない。）が、この種の被害の損害立証を困難なものにしている大きな要因の1つとなっています。一般の商取引と比較しても、寄附（献金）の受領に際しての受取証書等の書類の交付を義務付けることが、寄附を受け取る側に過重な負担になるとも思えません。一定金額以上の寄付（献金）について受取証書等交付の義務を法律上明記する早急な法改正が求められます。

更に、家族被害の救済のための取消権や債権者代位権の規定の修正を求めている点（本件意見書18、19頁）については、当弁護士団に寄せられている相談の中には、家族被害を訴える相談者も多く、妻が、あるいは親が、生活に困窮するほどの多額の献金をしていることを何とか止められないかという家族からの相談も複数見受けられます。現行法での対応は困難ないし著しく不十分であり、本件意見書が指摘する規定の創設及び修正も急務です。

5 以上の被害の本質、並びに、被害実態に即した救済及び予防の必要性・重要性については、これまで国（消費者庁、文化庁宗務課等）においても、相談事業を実施し、寄附の不当勧誘にかかる情報提供を受け付け、統一教会に対して解散請求を行っていることなどから既に十分に把握しています。

一日も早く被害者を救済し、新たな被害を防ぐために、国は、迅速かつ確実な対応をしなければなりません。

当弁護士団は、本件意見書の指摘する法改正等が着実に押し進められるよう、関係各方面に強く要望するとともに、被害実態等の情報提供など、今後もしできる限りの協力を行っていく所存です。

以上